

森林地域の縮小に係る諮問手続きの変更について

現 状：林地開発完了後、国土利用計画審議会に諮問し土地利用基本計画の変更（森林地域の縮小）を行っている。
変更案：林地開発許可申請が出た際、森づくり課から土地水政策課に情報提供を行い、国土利用計画審議会の事務局である土地水政策課が国土利用計画審議会の意見を聴取する。審議会の意見については土地水政策課から事業者に伝達するとともに、森づくり課に情報提供する。

森林地域の縮小に係る土地利用基本計画の変更について

現 状

林地開発
許可申請

林地開発
許可

林地開発
完了

森林計画変更
に
合わせ5年に1回

土地利用
基本計画
の変更

地域森林計画
の変更
※5年に1回

諮問
答申

埼玉県国土利用計画審議会

変更案

林地開発
許可申請

林地開発
許可

林地開発
完了

1年に1回

土地利用
基本計画
の変更

地域森林計画
の変更
※5年に1回

森づくり課から
情報提供

土地水政策課

意見
聴取
意見

- ・許可申請者に意見を伝達
- ・伝達内容を森づくり課に情報提供

報告

埼玉県国土利用計画審議会

埼玉県国土利用計画審議会

